

心身障害者福祉手当などの所得制限限度額が据え置かれます

心身障害者福祉手当などの所得制限限度額は、8月以降も据え置かれます。

【所得制限限度額】本人所得が360万4000円で、扶養親族などが1人増すごとに38万円を加算します（下表参照）

※扶養親族などのうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人に付き25万円を加算します。

心身障害者福祉手当・障害者福祉手当

現在受給中の方は、手続きの必要はありません。現在受給していない方で受給資格が生じた方は、障害福祉課（市役所1階）へ申請が必要で、申請がない場合は受給することができませんので、ご注意ください。

【対象】①心身障害者福祉手当Ⅱ市内に住所がある20歳以上で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1〜3度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、65歳を超えて新たに障害者となった方と施設に入所している方は受給できません②障害者福祉手当Ⅱ市内に住所のある、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1〜4級の方▽愛の手帳1〜4度の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方。ただし、児童育成手当の障害者当・心身障害者福祉手当・難病者福祉手当を受けている方と施設に入所している方は受給できません。また、65歳以上の方で介護保険サービスを利用している方は受給できません

特別障害者手当・障害児福祉手当 この手当を継続して受給するためには、前年の所得状況や支給要件の状況などを届け出ていただくことになっていきます。この届け出がないと、今年の11月期からの手当を受給できませんので、ご注意ください

施策成果アンケート調査の結果がまとまりました

結果がまとまりました

市では、5月1日〜31日の間、満20歳以上の市民の中から無作為に抽出した2000人を対象に施策成果アンケート調査・市民満足度調査を行いました。施策成果アンケート調査は、主に市の行政評価制度（市が行う施策・事務事業を対象に、有効性・効率性などの観点からその成果や実績などを評価するもの）に、

市民満足度調査は、主に今後策定を予定している財政健全化経営計画への検討などに活用するものです。このたび、施策成果アンケート調査の結果がまとまりましたのでお知らせします。 施策成果アンケート調査の有効回収数は720人で、回収率は、36.0%でした。 なお、施策成果アンケート

ください。受給している方には現況届を送付しますので、8月1日（金）〜29日（金）に同課へ提出してください。

【対象】①特別障害者手当Ⅱ20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度で、かつ、それらが重複している在宅の方。これらと同等の疾病、精神障害の方。ただし、施設入所者および3カ月を超えて入院している方には支給されません②障害児福祉手当Ⅱ20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活に常時介

護が必要な方（身体障害者手帳1・2級の一部または愛の手帳1・2度程度の方。これらと同等の疾病、精神障害の方）に支給されます。ただし、施設入所者および障害年金などを受給者には支給されません ※該当すると思われる方は申請してください。 詳しくは同課 ☎470・7747へ。

26年「経済センサス」基礎調査

「商業統計調査」にご協力いただき

ありがとうございます

経済センサスの調査結果は、社会経済の発展を支える基礎資料として利用される他、東日本震災の復興に向けた施策の基礎資料としても活用されます。また、商業統計調査結果は、行政施策上での利用や企業・研究機関などでの市場分析・需要予測などを行う際のデータとして利用されます。

調査票の集計結果は、速報集計が27年6月末日までに、

【総務局統計局のホームページ】(http://www.stat.go.jp) 詳しくは企画経営室総務課 統計調査担当 ☎470・7714へ。

障害者手当などの所得制限限度額表

所得の区分	扶養親族などの数			
	0人	1人	2人	3人
本人所得	360万4,000円	398万4,000円	436万4,000円	474万4,000円
扶養義務者など所得	628万7,000円	653万6,000円	674万9,000円	696万2,000円

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は申請してください。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当

【支給対象となる方】市内に住で、次のいずれかに該当する方を養育している父親か母親、または養育者 ①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母が重度の障害を持つ児童④父または母が生死不明の児童⑤父または母に1年以上上遺棄されている児童⑥父または母が1年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないで生まれた児童⑧父または母

母が、母または父からの申し立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童 ※父親・母親・養育者が年齢福祉年金以外の年金を受給できるときは、児童が父親または母親が受給する年金の加算対象になっているとき、児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。

【支給期間】対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで（対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満）

【現況届の提出をお忘れなく】児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要ものです。提出がないと12月期支払分からの手当が支給されな



市長 並木克巳

ライジングサン

こんにちは。夏真っただ中、体調管理には十分ご注意ください。

東久留木の宝物とは

今回は、6月に行われた環境フェスティバルとポスターコンクールについて報告します。

今年で18回目となる環境フェスティバルは、2日間で約2000人の参加者がある、市内の大きなイベントの一つです。市内に源流を持つ川が流れ、源泉である湧水が湧き出し、農地なども含め豊かな緑に恵まれたこのまちでは、環境に対する関心が高く、多くの方々がさまざまな活動をされています。落合川でのゴムボートの川下りなどは、都心の近くではなかなかできない体験です。豊かな自然



第18回環境フェスティバルの様子

に感謝し、守ろうとする運動はとても大切なことです。環境ポスターコンクールは、市内の小・中学生を対象に標語を交えたポスターを募集するもので、31年の歴史があります。身近に水と緑を感じる環境に恵まれている子どもたちらしく、落合川や湧水の保護、ごみのポイ捨て禁止などを訴える作品が多くありました。ある作品では、ポイ捨てをする人に「そこはごみ箱ですか？」と問い掛け、見る人への強い訴えを感じました。

小・中学生の頃から豊かな自然環境に育まれ、関心を持ちながら成長していくことができるのも、先人たちが長い年月この自然を守り続けてきてくれたおかげと深く感謝します。ぜひ、多くの方に、今ある自然環境について改めて考えてほしいと思います。

東久留木の宝である豊かな自然を守り続けていくために、さまざまな英知を集め、取り組んでいかなければなりません。これから市民の皆さまとともに頑張っていきたいと思います。

住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親か母親、または養育者 ①知的障害（愛の手帳1〜3度程度）がある児童②身体に障害（身体障害者手帳1〜3級程度）がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童 ※対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

【現況届受付期間】児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、8月1日（金）〜29日（金）、23日（土）以外の土日（金）を除く、午前8時〜午後5時、ただし、8月21日（木）〜22日（金）は午後8時まで夜間窓口、23日（土）は午前9時〜午後4時に休日窓口を開設します。ぜひご利用ください。

【注意】市民税 都民税が

小学校給食調理業務委託の受託者を公募します

26年度に発注する市立小学校給食調理業務について、「学校給食」業の登録があるプロポーザルによる業者を選定を行います。 ※26年8月1日現在、指名停止を受けていないこと。 【提出期限】9月5日（金）までに必着

参加希望の法人は、ホームページから様式を取得し、応募書類を学務課（市役所6階）へ提出してください。 詳しくは同課保健給食係 ☎470・7779へ。

【応募資格】東京電子自治